

第11回 国税庁保有行政記録情報を用いた 税務大学校との共同研究に関する有識者会議 (持ち回り開催)

国税庁企画課データ活用推進室

第1期採択研究の利用期間の延長申出について

- 第1期採択研究の「我が国の所得税制に関する税務データに基づく分析」について、再度、代表者から税務データの利用期間の延長の申出があった。
- 第1期採択研究は、令和4年4月に利用を開始し、令和6年4月から1年間利用期間の延長を行っているが、第1期の共同研究開始後の約1年間（令和4年4月～令和5年5月）においては、当時の共同研究で使用可能なPCの性能では、フルサンプル（7年分の所得税データ）を使用する所得弾力性等の分析を行うプログラムの実行ができないことが研究作業を進める中で判明し、環境整備に時間を要したことが作業に遅延が生じた要因の一つと認められる。
- そのため、当該研究に対し、研究開始当時、共同研究で使用可能なPCの性能が低く、データ分析に想定外の時間を要したことを理由として、ガイドライン上の「その他国税庁が必要と認める場合」による延長（1年間）を認めてよいか。

● 第1期採択研究

研究テーマ	我が国の所得税制に関する税務データに基づく分析
共同研究者	中央大学 國枝繁樹 教授（代表者）、九州大学 宮崎毅 教授、信州大学 大野太郎 教授、名古屋市立大学 平賀一希 准教授、法政大学 宮崎憲治 教授、大東文化大学 郡司大志 教授 尾道市立大学 栗田広暁 講師

● 税務大学校の分析用PCの性能比較

使用可能時期	令和6年4月以降	令和5年6月以降	令和4年4月以降
CPU	インテル Xeon Gold 5416S CPU数2個、コア数16個	インテル Xeon Gold 6226R CPU数2個、コア数16個	インテル Core i5-8400 CPU数1個、コア数6個
メモリ	512GB（8×64GB）	1TB（16×64GB）	64GB（4×16GB）
ハードディスク	10TB （6TB HDD + 4TB SSD）	2TB HDD	2TB HDD
台数	1台	1台	2台

※ 第1期採択研究の「成長志向の法人税改革」が企業ダイナミクスに与えた影響に関する実証分析については、利用期間中（令和7年3月）に研究を終了し、学術雑誌等への投稿・審査が行われる予定。

第1期採択研究の利用期間の延長申出について

● 税務大学校との共同研究における国税庁保有行政記録情報利用に係るガイドライン(抜粋)

第9 利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合

1 利用者の都合により変更が生じた場合の手続

国税庁による承諾がなされた申出書に係る記載事項について、利用者の都合により変更が生じた場合は、次のとおり対応する。

(1) 有識者会議の審査を要しない変更

国税庁が認めた利用目的、要件に影響を及ぼさないと判断される次のような変更が生じた場合は、代表者になっている申出者は所属等変更届出書に変更事項を記載の上、直ちに国税庁に届け出る。

- ① 利用者に関する申出内容（氏名等）に変更が生じた場合
- ② 利用者の人事異動等に伴い所属機関に関する申出内容（所属機関名等）に変更が生じた場合
- ③ 利用者を除外する場合
- ④ 研究等の成果の公表形式を変更する場合（公表する学会誌の変更等）
- ⑤ **研究等の成果の公表に係る手続が進行中に、利用期間の延長を希望する場合**
(以下略)

(2) 有識者会議の審査を要する変更

(1)以外の場合は、再度審査を行う必要があるものとし、申出者は、原則として改めて申出書を提出するものとする。ただし、**申出書の記載事項のうち1項目のみを変更する場合は、記載事項変更依頼申出書により申出を行うことができる。**国税庁は、記載事項の変更の申出を受けた場合は、当該申出の審査を第6の規定に準じて行い、その承諾・不承諾について第7の規定に準じて代表者になっている申出者に通知する。
(以下略)

3 利用期間の延長

代表者になっている申出者がやむを得ない理由により利用期間の延長を希望する場合、**国税庁は、最長1年間を上限として、原則1回に限り延長を認めることができる。**

なお、研究等の成果を公表するための審査を行う過程で、再度個票データ等を分析する必要がある場合、**その他国税庁が必要と認める場合は、上記規定に関わらず、国税庁は利用期間の延長を認めることができる。**

また、延長した期間において、個票データの利用が必要な場合は、個票データの利用者について税務大学校の任期付き職員の任期を延長する。
(以下略)